

ビューティ&ウェルネス専門職大学教職員懲戒手続規程

(目的)

第1条 この規程は、ビューティ&ウェルネス専門職大学就業規則（以下「就業規則」という。）第93条から第96条に規定する懲戒について、ビューティ&ウェルネス専門職大学に勤務する教職員（以下「教職員」という。）に係る懲戒処分の手続きを定めることを目的とする。

(懲戒調査委員会の設置)

第2条 学長は、教職員について、就業規則第94条から第96条に定める懲戒の事由（以下「懲戒事由」という。）のいずれかが存在すると認識した場合、当該事案に関する必要な事項を調査及び審議させるため、その都度、懲戒調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の調査審議事項)

第3条 委員会は、学長から諮問のあった懲戒事由に関する事案について、次の各号に定める事項を調査及び審議する。

- (1) 懲戒事由に関する事実関係の調査及び認定
- (2) 懲戒に付することの適否に関する判定
- (3) 懲戒処分の種類等の量定に関する判定
- (4) その他委員会が必要と認めた事項

(委員会の構成及び委員の任期)

第4条 委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。

- (1) 運営会議の構成員 1名
- (2) 学部からの選出 2名
- (3) 事務局からの選出 1名

2 委員は、学長が任命する。

3 委員の任期は、諮問された事案の調査及び審議が終了し、その結果を学長に報告した日までとする。

(委員会の運営)

第5条 前条第1項第1号の委員が委員長となり、委員会を召集し、議長となる。

2 委員会は、委員の4分の3以上の出席をもって成立する。

3 委員会の判定は、出席した委員の3分の2以上の賛成によって行う。

4 委員会が必要と認めた場合は、関係者の出席を求め、事情を聴取し、又は意見を聴くことができる。

(弁明の機会の付与)

第6条 懲戒処分に係る調査及び審議の対象とされた者（以下「懲戒審議対象者」という。）は、

委員会に対して、自己の被疑行為に関し口頭又は文書による弁明を行うことができる。

- 2 委員会は、懲戒審議対象者に対し、前項に定める弁明の機会を与えなければならない。
- 3 委員会は、口頭による弁明の場合には日時及び場所、又は文書による弁明の場合には提出期日をそれぞれ定め、当該日の14日前までに懲戒審議対象者に通知する。
- 4 懲戒審議対象者が正当な理由なく、前項の指定された日時及び場所に出頭しないとき又は提出期日までに文書を提出しないときは、弁明の機会を放棄したものとみなす。

(調査審議結果の報告)

第7条 委員長は、委員会において諮問事案に関する調査及び審議が終了したときは、その結果を速やかに学長に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、調査及び審議の過程で知り得た職務上の情報を他に漏らしてはならない。

(理事長への上申)

第9条 学長は、第7条の報告が懲戒に該当する場合には理事長に上申する。

(準用)

第10条 この規程は、ビューティ&ウェルネス専門職大学有期雇用職員就業規則第21条から第23条に規定する懲戒に係る処分の手続きに準用する。

(事務の所掌)

第11条 この規程に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。